

令和6年1月9日

業者各位

東大阪市行政管理部契約検査室契約課

## 建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について

東大阪市発注工事にあたっては、建設業法をはじめ、労働関係法令を遵守し、適正な労働条件を確保するよう取り組みを行っております。その一環としまして、社会保険等への加入について、平成30年より下記のとおり取組強化を実施しております。

※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。(以下同様)

### 記

①受注者に対し、社会保険等に未加入の建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを禁止します。また、受注者には「社会保険等未加入業者を下請負人としない」旨の誓約書の提出を求めます。

②落札決定後、受注者が提出する請負代金内訳書については法定福利費を明示することを求めます。

③下請負人である建設業許可業者の社会保険等への加入が確認できない場合、受注者に対して入札参加停止措置を行い、保険担当機関へ通報します。

※公共工事等の受注にあたっては、以下の文書もご確認ください。

(別添)『不当労働行為等の労働関係法令違反をなくすために(お願い)』

令和5年4月10日

各事業者様

都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室

不当労働行為等の労働関係法令違反をなくすために（お願い）

平素より、本市労働雇用行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、令和4年4月より不当労働行為により大阪府労働委員会から救済命令が出されるなど、監督官庁から処分を受けた入札参加有資格業者に対し、一定の期間の入札参加停止の措置がなされることとなりました。

この制度改正は、不当労働行為等の法令違反をし処分を受けた事業者に対し、より厳格な措置を行うことで、本市の契約の適当化及び有資格業者の法令遵守の意識向上を促すために行うものです。労働雇用行政所管である労働雇用政策室においても、これらの観点から不当労働行為を防止するためのチラシを作成しましたので、ご確認ください。

また、下請け契約や資材などを調達する際には、労働関係法令を遵守している事業者との契約に努めていただきますようお願いいたします。

**【問合せ先】**

都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室

06-4309-3178

## 「不当労働行為」をなくそう！

使用者の労働組合や労働者に対する以下の行為は、不当労働行為として法律で禁止されています。（労働組合法第7条）

組合員である

組合に加入しようとした

組合を結成しようとした

組合の正当な行為をした

上記のことで労働者を解雇したり、その他の不利益な取扱いをすること（1号 不利益取扱い）



組合に加入しない

組合から脱退する

上記のことを雇用条件とすること（1号 黄犬契約）



正当な理由なく団体交渉を拒否すること（2号 団体交渉拒否）

\* 団体交渉に応じても、誠実な交渉を行わないこと（不誠実団交）も含まれます



組合を結成したり運営することを妨害すること（3号 支配介入）



組合の運営に要する費用を援助すること（3号 経費援助）



労働委員会に不当労働行為救済申立てをしたことや、労働委員会で証言したことを理由に、解雇、不当な配置転換、賃金差別その他の不利益な取り扱いをすること（第4号 報復的不利益取扱い）



この場合はどうなるの？

どういったケースがあるの？

労働委員会にて不当労働行為と認められれば、救済命令が発されます。また、損害賠償などの民事責任を負うリスクがあります。どのようなことに気を付けるのか、どのような事例があるのか、確認してください。



詳細・過去の判例などはこちら

中央労働委員会 <https://www.mhlw.go.jp/churoi/>

大阪府労働委員会 <https://www.pref.osaka.lg.jp/rodoi/rodo/index.html>

労使間のトラブルを未然に防止し、働きやすい環境づくりを目指しましょう。

